

社会医療法人財団 天心堂

次世代育成支援対策推進法および女性活躍推進法に基づく行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、また、女性が活躍できる雇用環境を整備し、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和8年4月1日～令和11年3月31日

2. 内 容

《次世代育成支援対策の目標・取り組み》

目標1：年間残業時間を5%以上削減させる

＜対策＞

令和8年4月1日～ 各管理者へ有給取得状況を通知し有給休暇取得意識を根付かせる

令和9年4月1日～ 有給休暇取得状況の把握/分析を行う

目標2：男性職員の育児休暇取得率を10%向上させる

＜対策＞

令和8年4月1日～ 男性の育児休暇制度を周知し育児休暇に対する意識を根付かせる

令和9年4月1日～ 男性職員の育児休暇取得状況の把握/分析を行う

《女性活躍推進対策の目標・取り組み》

目標3：年次有給休暇の取得率を10%向上させる

＜対策＞

令和8年4月1日～ 各管理者へ各月の残業時間を通知し、削減意識を根付かせる

令和9年4月1日～ 各部署の残業時間を分析し、対策方法を検討/実施する

目標4：セクシャルハラスメント等に関する相談窓口を各事業所へ1名以上置く。

＜対策＞

令和8年4月1日～ 人事課に各種ハラスメントの相談窓口を一本化

令和9年4月1日～ 年間相談人数の把握/分析を行い、ハラスメント対策を実施する